

＜専門家会議から一部を時点修正＞

オミクロン株の対応状況について（R3. 12. 26現在）

1 発生等状況

（1）県内オミクロン株陽性者

＜患者情報＞

令和3年12月26日現在

No.	年代	性別	居住地	発症日	症状	検査日	ワクチン	備考	番号
1A	50代	男	うるま市	12/12	倦怠感	12/13	済	入院	50520
2B	50代	女	中部管内	12/12	発熱等	12/15	済	入院	50523
3C	60代	男	中部管内	12/14	発熱等	12/15	済	入院	50522
4D	40代	女	うるま市	12/17	発熱等	12/17	無	入院	50530
5E	30代	男	中部管内	12/17	発熱等	12/17	済	入院	50527
6F	20代	男	中部管内	12/18	発熱等	12/18	済	入院	50536
7G	50代	男	中部管内	12/19	鼻水等	12/20	有	入院	50545
8H	40代	男	中部管内	12/18	発熱等	12/19	有	入院	50544
9I	10歳未満	男	中部管内	12/19	無症状	12/19	無	入院	50542
10J	30代	女	中部管内	12/19	発熱等	12/20	無	入院	50546

（2）オミクロン濃厚接触者の状況

令和3年12月26日現在

	濃厚接触者数	うち陽性者数	うち入院者数	うち宿泊隔離者数	うち自宅待機者数	備考
計	63	8	8	34	19	ホテル入所拒否者あり

（3）県内陽性者のデルタ株（L452R）陰性確認等

令和3年12月26日現在

ア	covid19陽性かつL452R陰性確認中の人	22名	12/26判明
イ	covid19陽性かつL452R陰性かつゲノム解析中の人	8名	12/28以降

(4) 基地内発生状況

令和3年12月26日現在

場所	累計 (12/15- 26)	12/15	12/16	12/17	12/18	12/19	12/20	12/21	12/22	12/23	12/24	12/25	12/26	週合計 12/20- 12/26
嘉手納基地	14		1		2	1	1		3	1	2	2	1	10
普天間基地	1								1					1
キャンプハンセン	255	8	6	13	128	29	2	20	17	9	8	15		71
キャンプキンザー	1										1			1
キャンプフォスター	10				2	1			1	2	2		2	7
キャンプコートニー	12						1			9	2			12
キャンプシュワブ	2									1	1			2
トリイ通信施設	3				1				1	1				2
不明(確認中含む)	26			1				1		4	2	2	16	25
合計	324	8	7	14	133	31	4	21	23	27	18	19	19	131

2 従業員・接触者等PCR検査状況

(1) 県総合運動公園・接触者PCR検査センターにて、キャンプ・ハンセン従業員を対象とした集中検査を実施

検査日	基地関係 検査数 ※	基地関係 陽性者数	基地関係 陽性率	
12/18	332名 (351名)	1名 (1名)	0.2% (0.3%)	
12/19	213名 (261名)	2名 (3名)	0.9% (1.1%)	
12/20	40名 (77名)	1名 (2名)	2.5% (2.6%)	※1名判定保留→陰性
12/21	21名 (51名)	1名 (2名)	4.7% (3.9%)	
12/22	17名 (48名)	0名 (0名)	0.0% (0.0%)	
12/23	6名 (45名)	0名 (0名)	0.0% (0.0%)	
12/24	15名 (81名)	1名 (4名)	6.7% (4.9%)	
12/25	7名 (46名)	0名 (0名)	0.0% (0.0%)	
期間累計	651名 (960名)	6名 (12名)	0.9% (1.3%)	

(括弧内は、陽性者との接触者等を含めた総数)

※基地関係検査数には、ハンセン従業員のほか、その家族、その他基地関係者含む

(2) 金武町臨時検査

検査日	検査数	陽性者数	陽性率	
12/22	77名	0名	0.0%	
12/23	107名	0名	0.0%	
12/24	113名	0名	0.0%	
期間累計	297名	0名	0.0%	

(3) 本部町臨時検査

日程：12/26、検査数：120名、場所：本部町役場駐車場

(4) 名護市臨時検査

日程：12/26・27、検査数：100～200名／日、場所：沖縄PCR検査センター名護店（ミタカトレード）

3 入院病床確保状況（オミクロン株陽性者）

令和3年12月26日現在

個室対応 病床数	入院中の 患者数	新たに受け入れ 可能な病床数	備考
50 床	11 名	27 床	

4 宿泊療養施設状況（濃厚接触者）

令和3年12月26日現在

No.	宿泊療養施設名称	確保数	場所	入所者数	開設日	備考
1	那覇市	84	那覇市	27	12月17日	
2	うるま市	56	うるま市	14	12月17日	

5 搬送車両稼働状況（オミクロン確定及び濃厚接触者対応）

ワゴンタイプ県車5台（内1台をオミクロン確定者搬送用、濃厚接触者用及びデルタ感染者搬送用）を準備しており、オミクロン株陽性者の濃厚接触者を自宅から那覇市内やうるま市内の宿泊療養施設に搬送している他、自ら運転し宿泊療養施設に入所する濃厚接触者もいる。

6 その他

- 県衛生環境研究所による解析で、県内初のオミクロン株が確認されたことを受け、即日記者会見を開催し公表(12/17)
- 厚生労働省から派遣された感染症対策専門家(2名)が、12月18日から県対策本部に合流
- 知事から県民へオミクロン株への注意喚起と、本島北部保健所管内へ「注意報」を発出(12/21)
- 基地従業員のほか、金武町(中央公民館)にて飲食関係者やタクシ一運転者等を対象とした臨時検査を実施。(12月22日～24日)
- ゲノム解析中の患者が参加していた調理師免許会場の同席者の内、接触者13名に検査実施を呼びかけ。その他参加者にもHP等で呼びかけ。
- 県知事から外務省と米軍に対策徹底要請(12/21)
- 県知事から内閣総理大臣に米軍基地におけるコロナ対策の徹底を要請(12/23)
- 県知事からオミクロン株への注意喚起と検査受検を要請(12/24)

オミクロン株に係る県内医療提供体制の今後

医療コーディネーター 佐々木秀章

20211226

県内のオミクロン株感染者数は、12月25日時点で確定またはL452R陰性13人、濃厚接触者は61名であり、いずれも感染者のリンクは追えているため市中感染としては扱われていない。封じ込めの可能性は残されているが、他県ではリンクの追えない市中感染例も確認されていることから、今後沖縄県でも早々に市中で拡大することはほぼ確定していると考えている。

イギリス政府の公表によると、オミクロン株の倍加時間は2.5～3日とされている。これをもとに、今後の新規感染者数を推定すると、年末年始休暇中の急増を想定しておく必要がある。なお、この推定には、デルタ株の感染者は含んでいない。(By 高山先生)

現在、国の方針として、オミクロン株陽性者の全例入院、濃厚接触者の全例ホテル管理等の方針が示されその方向で沖縄県でも調整を行っているが、これらは海外からの水際対策、封じ込めをそもそもの目標としている。沖縄県ではオミクロン患者の感染源が空港検疫と異なりボリュームを持つ集団からの複数の感染源であり、陽性確定者はまだ確保病床の範囲内で収まっているため調整可能だが、とくに濃厚接触者の調整には当初より難渋している。もうすぐ来る感染拡大時に現状の方針を維持しながらの調整は不可能であり、感染拡大防止と有症状者の治療や重症者の救命に医療が注力できる対策とのバランスが求められる。

現状の国からの指針

- 1, オミクロン陽性またはL452R陰性
 - ・全例入院、確定するまでは個別対応（オミクロン同士の同室管理は可能）
 - ・オミクロンとデルタ等の同室管理は不可
 - ・退院は症状軽快24時間以降、無症状は6日間経過後PCR2回陰性確認
- 2, 濃厚接触者
 - ・全例宿泊療養 14日間
 - ・入所者同士の接触は避けること
 - ・3日、6日、10日にPCR等の検査
 - ・臨時応急的な措置として自宅療養が可能
- 3, 接触者
 - ・広く考えて検査実施すること

沖縄県の実情

- 1, オミクロン陽性確定者はこれまでは重点病院で入院可能であったが、個別対応可能なベッドは限られる。無症状、軽症の陽性者に医療資源を費やしている。
- 2, 濃厚接触者には高齢者や小児、透析等で宿泊療養に適さない方や同意が得られない方も多く、自宅療養や疑似症認定しての入院で対応している。宿泊施設もだが、自宅療養の場合の検査についても現在の体制で続ける限りもうじきキャパオーバーの見込み。
- 3, オミクロン、非オミクロンの結果が出るまでの調整が難しい。
- 4, オミクロン、非オミクロンのコホート管理ができないため医療資源の消費量が大きいの。
- 5, 関係者全員、近々破綻を予想し、有症状者対応へのシフトを願っている。

オミクロン 入院と受け入れ態勢

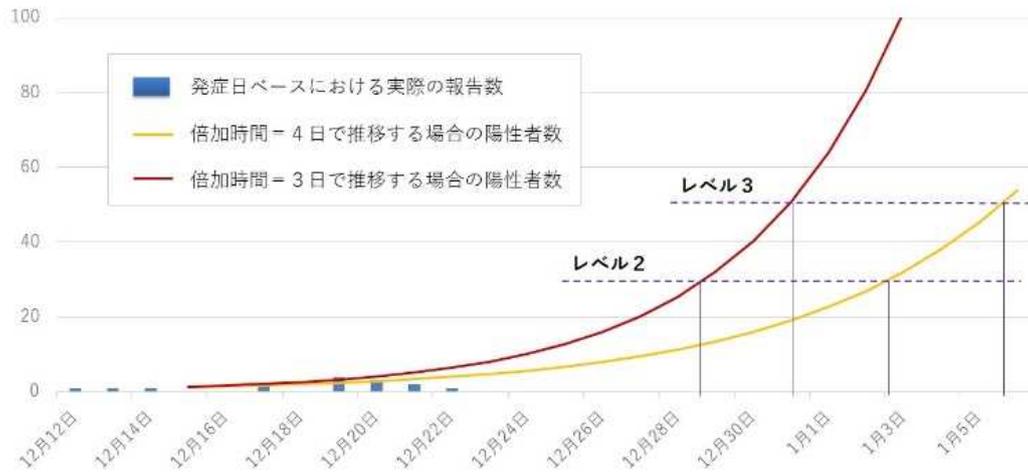
12月25日現在
オミクロン陽性確定 10名
L452 R陰性・ゲノム待ち 3名

濃厚接触者 61名
うち陽性へ 8名
(全員入院中)
うち宿泊療養 34名
うち自宅待機 19名

(12月25日 16:20)

医療機関名	オミクロン関連		
	入院中の陽性確定患者数	確保された個室対応病床数	新たに受け入れ可能な病床数
県立北部病院	0	1	1
県立中部病院	1	7	6
南部医療センター	2	6	4
県立宮古病院	0	2	2
県立八重山病院	0	9	2
琉大病院	2	6	3
北部地区医師会病院	0	0	0
国立沖縄病院	1	2	2
中部徳洲会病院	0	0	0
中頭病院	0	2	2
ハートライフ病院	0	0	0
浦添総合病院	0	4	4
友愛医療センター	0	0	0
南部徳洲会病院	0	0	0
那覇市立病院	3	8	1
大浜第一病院	0	0	0
沖縄協同病院	0	0	0
赤十字病院	0	0	0
公立久米島病院	0	1	0
宮古島徳洲会病院	0	0	0
石垣島徳洲会病院	0	0	0
旧重点・協力医療機関合計	9	48	27

オミクロン株による県内流行シナリオ



市中感染発生後の方針案

現状		当面の検討課題
陽性者	全例入院	軽症者・無症状者の宿泊施設療養を認める (特段の事情があれば自宅療養)
	デルタとオミクロンのコホート隔離	病床が対応できる範囲で実施
	退院時PCR陰性確認	検査を不要とし、従来の方針に戻す
濃厚接触者	全例ホテル管理	自宅療養を併用し、必要性のある者のみ入所 (高リスク同居者、旅行者等)
	ホテル、自宅でのPCR検査	入所前の検査のみとし、入所後は発症した時点で検査。 (または迅速抗原検査の配布で対応)

国は年始までの水際対策を求めているが実運用では不可能。上記方針への変更についてご意見をいただきたい。

【商工労働部 資料1】

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインについて

県は、ワクチン接種・検査陰性証明の活用のため、業界団体等と連携し、ガイドラインを策定し、試行運用を行っている。国が示したワクチン検査パッケージ制度は、主に感染拡大時の行動制限を緩和するものとなっていることから、ガイドラインをインセンティブ型と行動制限緩和型の双方で利用可能なものとしてとりまとめた。

ワクチン接種検査陰性証明プロジェクトチーム会議

- 第1回 令和3年9月9日（木）庁内プロジェクトチーム設置、情報共有
- 第2回 令和3年9月24日（金）「考え方」「ガイドライン」叩き台に対する意見交換
- 第3回 令和3年10月27日（水）具体的な運用方法や課題に関する意見交換
- 第4回 令和3年11月10日（水）国のワクチン検査パッケージ制度、PCR検査無料化等
- 第5回 令和3年11月24日（水）国の制度に関する課題等の意見交換
- 第6回 令和3年12月10日（金）「本ガイドライン案」について書面により意見照会

ワクチン接種検査陰性証明ワーキンググループ会議

- 第1回 令和3年9月13日（月）求められる活用事例、活用にあたっての留意事項確認
- 第2回 令和3年9月28日（月）「考え方」「ガイドライン」叩き台に対する意見交換
- 第3回 令和3年10月29日（水）民間における活用事例、運用方法や課題の意見交換

経済再生出口戦略専門部会

- 第1回 令和3年9月8日（水）ワクチン接種証明活用等の概要、WGへの協力依頼
- 第2回 令和3年11月26日（金）「本ガイドライン案」について意見交換

新型コロナウイルス感染症の影響に係る経済対策関係団体会議

- 第15回 令和3年9月25日（土）「考え方」「ガイドライン」今後のスケジュール
- 第16回 令和3年10月20日（水）「民間活用の事例」「活用にあたって必要な対策」等
- 第17回 令和3年12月20日（月）「本ガイドライン案」について意見交換

庁内意見照会

- 令和3年10月1日（金）素案（インセンティブ型）について全部局意見照会
- 令和3年12月12日（金）ガイドライン（案）について全部局意見照会

コロナ対策本部会議

令和3年10月7日（木）素案（インセンティブ型）について審議・公表

令和3年12月27日（月）コロナ対策本部会議にて審議

議題：ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインについて

同ガイドラインの公表

【商工労働部 資料1-2】

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインについて

沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部（R3.12.27）

ワクチン接種・検査陰性証明の活用について①

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインについては、感染防止と経済活動の両立に向け、「飲食」、「イベント」、「県間・離島間移動」等の各場面において、社会防衛の観点からリスクが低いことを示すワクチン接種・検査陰性証明（以下「接種証明等」）の活用指針を示すもの。

基本的留意事項

- (1)接種証明等の活用の前提として、基本的な感染防止対策の徹底が必要である。
- (2)国の「新型コロナウイルス感染症対策基本方針」及び「沖縄県対処方針」における要請等の範囲内で活用。
- (3)予防接種法において、「ワクチン接種を受けるよう努めなければならない」と定められている。ただし、接種は個人の任意であることから、ワクチン接種の有無又は接種証明等の提示の有無による不当な差別的取扱いは許されない。
- (4)病気等の理由でワクチン接種を受けられない方がいることから、代替手段としてPCR検査等の検査結果証明等の代替案を確保することが重要。
- (5)政府及び県による行動制限の緩和と関係なく、民間事業者等が提供するサービス等において、接種証明書等を活用することは、原則として自由であり特段の制限を設けない。
 - ・旅館業法など個別法においてサービスの利用制限の排除について定めている場合には法違反とならないようとする。
 - ・公共的サービス等においては、国民を公平・平等に、幅広く対象とする場合が多く、より一層の慎重さが求められる。

感染状況に応じた活用

【感染収束時の運用】（インセンティブ型）

民間事業者や施設設置者が自社の提供するサービス等について、利用者の接種証明等を活用することは自由である。

「沖縄県ワクチン接種検査陰性証明活用ガイドライン」等を遵守し、インセンティブ（サービス）付与や、安全安心確保（感染リスク低減）のための接種証明等の活用を奨励する。

【感染拡大時の運用】（行動制限緩和型）

緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下において「ワクチン・検査パッケージ」適用により、基本的対処方針に基づいて県が要請する行動制限（人数制限、イベント収容人数、移動等）を緩和する。

また、感染拡大時においてワクチン・検査パッケージを遵守する形で、インセンティブを付与することも差し支えない。

行動制限緩和

インセンティブ型

平時
(Lv0～Lv1)

行動制限等の要請無し
(時短要請なし、イベント等人数制限なし、県外への移動制限なし)

県のワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン

【インセンティブ】

- ・飲食店等でのサービス付与
- ・イベント等での専用レーン等による優先入場
- ・県対処方針に準拠し、安全・安心の確保（感染リスク低減）のための接種証明等の活用

※おきなわ彩発見キャンペーンにおける利用条件等

感染拡大区域
(県独自措置検討・実施)
(Lv2)

国のワクチン・検査パッケージの対象

【飲食店】認証店において、人数制限緩和
※同一グループ・同一テーブル原則4人以内、但しパッケージ適用により5人以上も可

感染拡大区域
(緊急事態措置区域、重点措置地域、県独自措置)
(Lv2～Lv4)

【飲食店】認証店において、人数制限緩和

【イベント】感染防止安全計画策定の上、措置等における収容人数の制限緩和

【移動】都道府県をまたぐ移動等について、自粛要請の対象に含めない

【カラオケ】認証店及び飲食を主として業としていないカラオケ店について、緊急事態措置区域において全員の証明書等を確認する

基本的対処方針等に基づいて県が要請する行動制限や、国の制度等の範囲内で、接種証明等を活用することでインセンティブ付与

国の「ワクチン・検査パッケージ制度」について

感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、将来の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするため、ワクチン・検査パッケージを導入する。

定義・要件

- (1)飲食店やイベント主催者等の事業者が、利用者の接種歴等を確認することにより、緊急事態宣言等において課される様々な行動制限を緩和する。
- (2)行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、ワクチン検査パッケージを適用する旨を都道府県に登録する。
- (3)利用者のワクチン接種歴又は陰性の検査結果のいずれかを選択して提示するよう求めること。どちらか一方しか選択できないとすることは「ワクチン・検査パッケージ」に該当せず、行動制限緩和の適用対象外。
- (4)検査については、事業者が事前検査か当日検査のいずれか、又は両方を選択できる。

行動制限緩和の具体的内容					利用条件
飲食	カラオケ	イベント	移動	その他	ツアー・宿泊
第三者認証制度の適用時業者における利用者の人数制限を緩和し、 <u>制限なしとする。</u>	飲食を主としないカラオケ店については、第三者認証制度を準用し、 <u>緊急事態措置域において、来店者全員の接種歴等を確認する。</u>	「感染防止安全計画」を策定し、都道府県の確認を受けた <u>イベントの収容人数の上限を緩和し、収容定員までとする。</u>	都道府県をまたぐ <u>移動について、自粛要請の対象に含めないこととする。</u>	◇学校行事（修学旅行等）は、移動の制限の対象外。	◇観光庁施策等において、 <u>旅行業者や宿泊事業者がツアー及び宿泊サービスを提供する際の利用条件とする。</u>

※ただし、仮に感染が急拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合等においては、政府・都道府県の判断でパッケージを適用せず、強い行動制限を要請することがある。

ワクチン接種歴・検査陰性証明の確認内容について①

1. ワクチン接種歴

- (1) 予防接種済証等（接種証明書、接種記録書を含む）により、「利用者が2回接種完了」、「2回目接種から14日以上経過」を確認する。 予防接種済証等は画像等の確認でも可。 また、身分証等により本人確認必要。
- (2) 電子的なワクチン接種証明書、在日米軍による接種を受けた時日米軍従業員に対して防衛省が発行するワクチン接種証明書、臨床試験参加者に対して厚労省が発行するワクチン接種証明書や海外在留邦人等ワクチン接種事業により接種を受けた者に対して外務省が発行するワクチン接種証明書等も可。
- (3) 外国政府等の発行した接種証明については、別に定めるワクチン（ファイザー、アストラゼネカ、モデルナ）であり、以下の全ての事項が日本語又は英語で表記されているものに限り可とする。（氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、接種日、接種回数）
- (4) 有効期限は当面定めない。（今後の3回目の接種状況を踏まえ検討）
- (5) 国のデジタル化（電子版）は12月20日受付開始予定。スマートフォン専用アプリから申請・取得し表示可能となる。

新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時） 見本

接種券			予約のみ		
接種	1回目	2回目	接種	1回目	2回目
請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456
番 号	1234567890		番 号	1234567890	
氏 名	厚生 太郎		氏 名	厚生 太郎	
QRコード (18桁)			QRコード (18桁)		
接種	2回目	予約のみ	接種	1回目	予約のみ
請求先	〇〇県〇〇市	123456	請求先	〇〇県〇〇市	123456
番 号	1234567890		番 号	1234567890	
氏 名	厚生 太郎		氏 名	厚生 太郎	
QRコード (18桁)			QRコード (18桁)		

新型コロナウイルスワクチン 予防接種済証(臨時)
Certificate of Vaccination for COVID-19

1回目
接種年月日 2021年 月 日
接種場所
メーカー/Lot No. (シール貼付付)

2回目
接種年月日 2021年 月 日
接種場所
メーカー/Lot No. (シール貼付付)

氏 名 厚生 太郎
住 所 〇〇県〇〇市〇〇 999-99
生年月日 〇〇年 〇〇月 〇〇日 生
〇〇県〇〇市長 日本 一語

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過しているか

身分証明書等と併せ本人確認

接種証明書（電子版）の活用ポイント ※マイナンバーカードが必要



Point 1 目視確認

紙の証明書と同様の内容がスマホの画面で確認できる

Point 2 二次元コード読み取り

スマホ等で二次元コードを読み取ることで内容が確認可能
二次元コードに含まれる電子署名により、偽造を防止

ワクチン接種歴・検査陰性証明の確認内容について②

2. 検査結果

(1) 検査結果については、PCR検査等（LAMP法等、抗原定量検査を含む）が推奨される。

(2) 抗原定性検査については、事前にPCR検査等を受検することが出来ない場合も対応する観点から利用可能とする。

(3) 未就学児（概ね6歳未満）については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要とする。（6歳以上～12歳未満の児童については検査結果の陰性の確認が必要）

PCR検査等の確認

(1) 医療機関又は衛生検査所等が発行した検査結果通知書により、検査結果が陰性であることを確認する。

(2) 検査結果の有効期限は、検体採取日より3日以内とする。

抗原定性検査の確認

(1) 事業者は、検査実施者が発行する検査通知書により、検査結果が陰性であることを確認する。

(2) 検査結果の有効期限は、検査日より1日以内とする。

(3) 事業者は、陽性判明した利用者については、医療機関等を紹介するなどして受診につながるよう、必ず促す。

検査結果通知書

・ この検査結果は、「ワクチン・検査パッケージ制度」等においてのみ有効です。
・ 利用の際に、身分証明書とともに提示してください。
・ 新型コロナウイルス感染者の患者であるかどうかの診断には用いることができません。
陽性の方は、速やかに医療機関を受診してください。

受検者氏名 〇〇 〇〇 (フリガナ 〇〇 〇〇)

検体採取日^{※1} 2021年〇月〇日

検査結果 陰性 ・ 陽性 ・ 判定不能

有効期限^{※2} 2021年〇月〇日

検査方法 PCR検査等 ・ 抗原定量検査 ・ 抗原定性検査

検体 鼻拭 ・ 鼻粘膜ぬぐい液 ・ 鼻明ぬぐい液

使用した検査試薬又は検査キット名 〇〇 〇〇

※1 検査日のみがわかる場合は検査日を記入。抗原定性検査の場合は検査日。
※2 有効期限：PCR検査等は採取日+3日、抗原定性検査は検査日+1日

事業所名（又は検査所名） 〇〇 〇〇

検査管理者氏名 〇〇 〇〇

【陽性の場合】

医療機関を受診してください。
 〇〇〇 受診・相談センターに電話し受診先について相談してください
電話番号 03-XXXX-XXXX

運転免許証等により、本人のものか確認。

陰性であることを確認。

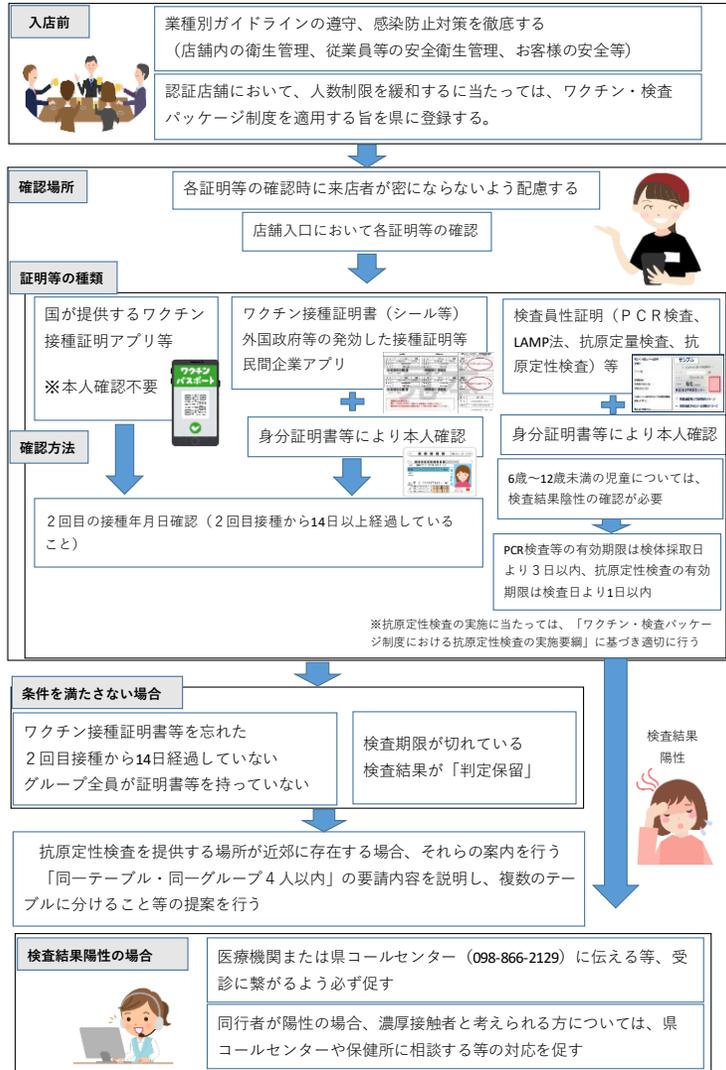
有効期限内であることを確認。

いずれかの検査であることを確認。

ワクチン接種歴・検査陰性証明の確認方法

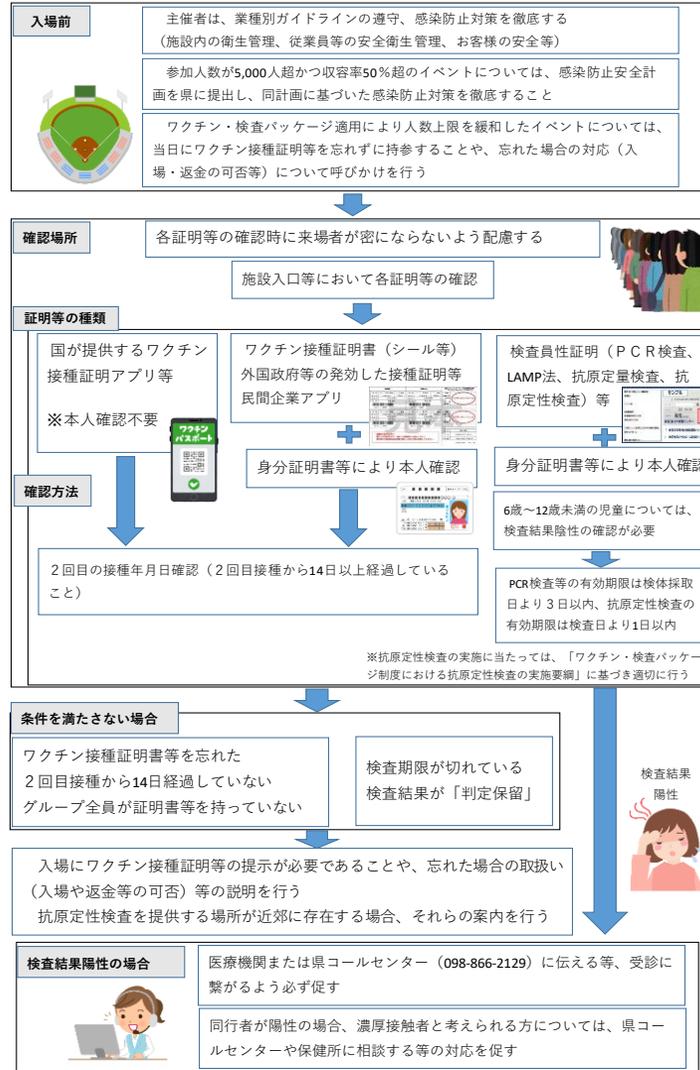
飲食、イベント、移動（ツアー、宿泊等）における、ワクチン接種証明等の確認方法をフロー図で整理

【飲食等における接種証明等の確認方法】（行動制限緩和型）



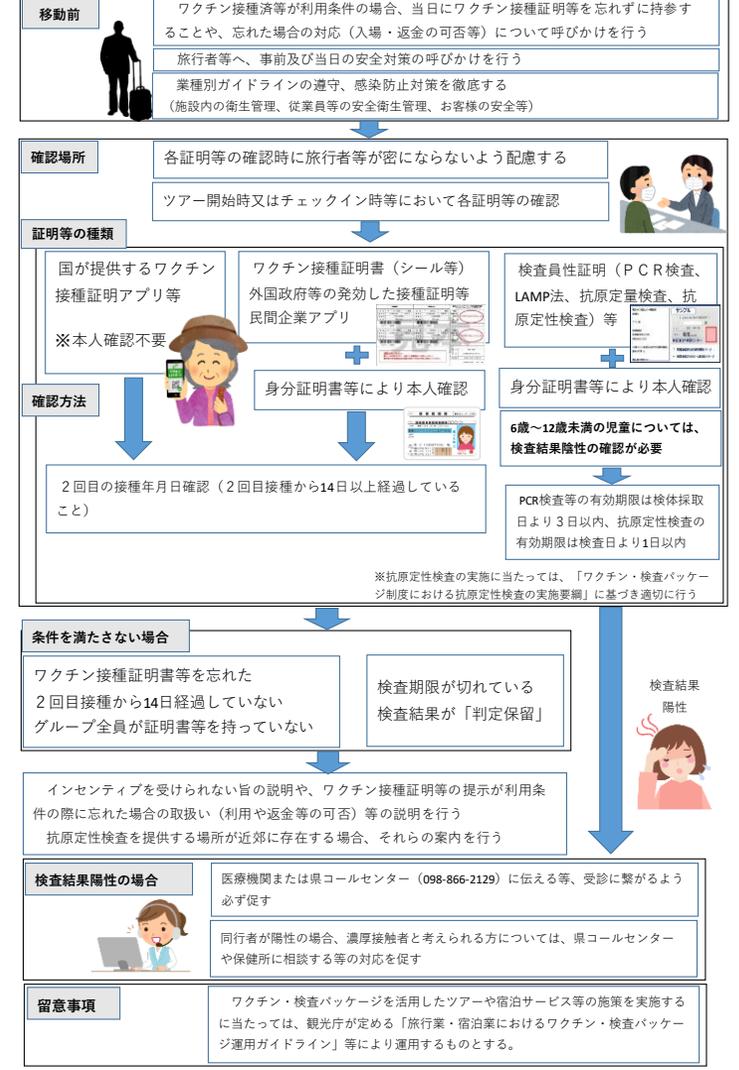
※ガイドラインP23

【イベント等における接種証明等の確認方法】（行動制限緩和型）



※ガイドラインP28

【ツアー、宿泊等における接種証明等の確認方法】（行動制限緩和型）



※ガイドラインP33

ワクチン接種歴・検査陰性証明の種類

紙、デジタル、海外政府の証明書等を例示することで、現場での混乱を回避するよう整理

【予防接種済証】

新型コロナウイルスワクチン予防接種済証（臨時） 見本

身分証明書等と併せ本人確認

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過しているか

【接種記録書】

新型コロナウイルスワクチン接種記録書
Record of Vaccination for COVID-19

新型コロナウイルスの接種を受けた医療従事者等の方へ
○ 上記の接種記録は、2回目の接種完了後に発行されますので、2回目の接種にもご持参ください。接種記録書は、接種の記録となりますので、大切に保管してください。
○ 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。（発行まで時間を要する場合があります。）
○ 渡米し、市町村から届かない接種済証は、発行していただく必要はありません。
○ 2回目の接種時に、接種券付き接種券と、接種記録書をご持参ください。

新型コロナウイルスに関する相談先
○ ワクチン接種後に、接種に異常があるとき
■ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口
○ 接種記録は、接種記録書に関するお問い合わせ先
■ 市町村の市民生活課
新型コロナウイルスの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。

【ワクチン接種証明書（電子版）】

接種証明書（電子版）-日本国内用証明書

初期状態

各項目表示時

QRコード上部の現在時刻を確認 ※リアルタイム表示によりスクリーンショットの偽造防止

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過しているか

【外国政府等の発効した接種証明書の例】

(1) 米国CDCが発行するCDCカード

(2) 英国NHSで発行されるワクチン接種証明書

【国内用、海外用の接種証明書（紙）】（各市町村の窓口で申請）

日本国内用
接種証明書

海外用及び日本国内用
接種証明書

身分証明書等と併せ本人確認

2回接種しているか、
2回目接種から14日経過しているか

接種証明書（電子版）の取得方法

○接種証明書（電子版）の発行に必要なもの
【スマートフォン】（iOS13.7以降もしくはAndroidOS8.0以降）（専用アプリのダウンロード）



【マイナンバーカード】

【券面事項入力補助用暗証番号】
（4桁）

マイナンバーカード - 日本国内用・海外用
券面事項入力補助用暗証番号 - 日本国内用・海外用

(3) EUデジタルコロナワクチン接種証明書（フランス）

(4) シンガポールで発行されるワクチンレポート

※外国政府等の発行した接種証明のうち、ワクチン・検査パッケージ制度において使用可能とするワクチンは、「ファイザー」「アストラゼネカ」「モデルナ」とする。（内閣官房事務連絡 令和3年11月19日）

※従来の海外用に加えて、主に日本国内での利用を想定した国内用の接種証明書も申請可能

※ガイドラインP34

※ガイドラインP35

※ガイドラインP38

ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドラインQ&A

ガイドライン公表後においても、問合せの多い項目等については、別途Q&Aとして随時更新予定

沖縄県ワクチン接種・検査陰性証明活用ガイドライン Q&A

(令和3年12月●日 時点)

1. ワクチン・検査パッケージについて、学校は対象となるか。

(答) 学校等の活動については、引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行い、「ワクチン・検査パッケージ制度」は適用しないこととします。

※ 学校等とは、幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校並びに専修学校及び各種学校をいう。

※ 大学等における教育研究活動一般については適用しないが、大学等の部活動・課外活動における感染リスクの高い活動への「ワクチン・検査パッケージ制度」の適用等については文部科学省において別に定める。

※ 修学旅行は、学校教育活動の一環であるため、適用外となる。

※ 高校体育連盟などが主催する大会への参加も適用外となる。

2. ワクチン・検査パッケージについて、ツアーや個人旅行は対象となるか。

(答) 人の移動については、基本的に個人に対する自粛の解除であるため、事業者がワクチン接種歴や検査結果を確認することを県として求めるものではない。

なお、民間において、ワクチン・検査パッケージを活用して旅行商品等を造成することは自由となっております。

3. 身分証明書の限定はあるか。

(答) 運転免許証、マイナンバーカード等の公的証明書の他、健康保険証や学生証等でも可能です。

4. なぜ身分証明まで行うのか。

(答) 本人確認機能の無いアプリや検査陰性証明においては、本人確認を行う事で、なりすましを防止することとしています。

※ガイドラインP39～

5. 12歳未満の児童について何により本人確認を行うのか。

(答) 12歳未満の児童の本人確認又は年齢確認は、自己申告、保護者による申告又は健康保険証等での確認によることでも可能です。

6. 現在、ワクチン接種できない12歳未満の児童においても、行動制限の緩和する場合、検査陰性証明を求める理由は

(答) 子どもについても、陽性者による他者への感染力があることが示されており、検査の陰性を確認することが必要としています。

※ 但し未就学児(概ね6歳未満)については、同居する親等の監護者が同伴する場合には、行動制限を緩和する上で、検査を不要としています。

7. 感染が拡大しても接種証明等を活用してよいのか

(答) 感染再拡大により医療提供体制が逼迫する場合や、まん延防止等重点措置地域や緊急事態措置区域の移行により、接種証明等の活用を制限することもあります。

8. 軽度の発熱程度であれば、ワクチン接種証明等を示し、飲食店やイベント等へ行ってよいのか。

(答) 接種証明等は、基本的な感染対策を実施したうえで活用することを想定しているため、体調が優れない場合の行動については、自粛いただくこととなります。

9. ワクチン・検査パッケージにおいて、登録飲食店は、接種証明、検査結果通知書を忘れた人を店内に入れることは絶対にできないということか。

(答) 登録飲食店においても、同一グループの同一テーブルでの4人以下での会食の場合には、ワクチン接種歴又は検査結果の陰性の確認をする必要はありません。

10. 飲食店に5人以上で来店した際の、ワクチン接種証明等の取扱いについて。

(答) (インセンティブ型の場合)
行動制限緩和型と同様な取扱い、接種証明等を確認出来なかった方を含むグループを非接種者として取り扱うなど、感染リスクを低減させる観点で活用することとなります。

(行動制限緩和型の場合)
ワクチン接種証明等を確認できた方については、同一グループで同一テーブルに5人以上で座ることが可能。
確認出来なかった方を含むグループについては、4人以下に分散いただくことや抗原定性検査の受検を促すこととなります。

.....
の取扱いについて。

(答) (インセンティブ型の場合)
行動制限緩和型と同様な取扱い、接種証明等を確認出来なかった方を含むグループを非接種者として取り扱うなど、感染リスクを低減させる観点で活用することとなります。

(行動制限緩和型の場合)
ワクチン接種証明等を確認できた方については、同一グループで同一テーブルに5人以上で座ることが可能です。
確認出来なかった方を含むグループについては、4人以下に分散いただくことや抗原定性検査の受検を促すこととなります。

12. 飲食店やイベントでは必ずワクチン接種歴や検査陰性証明を活用しなければならないのか。

(答) 飲食店やイベント等全てにワクチン接種・検査陰性証明の活用を義務づけるものではない。行動制限緩和型の適用を受けようとする事業者は、あらかじめ都道府県に登録していただくこととなります。インセンティブ型としての活用は、原則、事業者の自由となっております。

13. 人数制限を緩和する場合、イベントや飲食店においては、緩和する部分のみ、ワクチン接種歴又は検査結果を確認すれば良いのか、それとも入店者・入場者全員のものを確認するのか。

(答) 飲食店で同一テーブル5人以上で利用する場合には、当該5人以上全員のワクチン接種歴又は検査結果を確認することとなります。
イベントについては、「ワクチン・検査パッケージ制度」により緩和される部分(上限人数を超えて追加可能となる入場者数分)について、入場者のワクチン接種歴又は検査結果を確認することとなります。